**保育施設利用可能時間変更届**

令和　　年　　月　　日

(あて先)合志市福祉事務所長

住所

氏名

(連絡先TEL　　　　　　　　　　)

**１、保育施設利用可能時間変更希望者記載欄**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 児童名 | 生年月日 | 入所施設名 |
|  | （　　　　　　　　　） | 年　　月　　日生 | （　　　　　　　　　　　） |
|  | （　　　　　　　　　） | 年　　月　　日生 | （　　　　　　　　　　　） |
|  | （　　　　　　　　　） | 年　　月　　日生 | （　　　　　　　　　　　） |
|  | （　　　　　　　　　） | 年　　月　　日生 | （　　　　　　　　　　　） |

|  |  |
| --- | --- |
| 変更後の希望時間  （どちらかに〇を記入） | **標準時間　　/　　短時間** |

※短時間の利用可能時間は８時半から１６時半までです。

短時間の利用可能時間外に施設を利用する場合は延長料金が発生します。

**２、育児休業からの復職、求職活動からの就労開始に伴う変更の場合の追加記載欄**

|  |  |
| --- | --- |
| 現在の状況  （どちらかに〇を記入） | 育児休業　　/　　求職活動 |
| 育児休業期間  （求職活動期間） | 年　　月　　日　～　　　　年　　月　　日 |
| 就労復帰日  （就労開始日） | 年　　月　　日 |
| その他添付書類 | 〇就労証明書　※勤務予定（時間、日数等）が記載されたもの |

※就労証明書は市役所内子育て支援課（各支所でも配布）にきていただくか市ＨＰから

ダウンロードしてください。

**〇提出する際は以下事項を遵守すること**

（届出内容に相違があった場合は、入所施設を退所になる場合があります）

1. 保育施設利用可能時間の変更は、「保育施設利用可能時間変更届」を提出した日の翌月からとなります。

復職（就労開始）により、短時間から標準時間へ変更を希望する場合は、必ず復職（就労開始）日の前月中に提出してください。

1. 勤務状況等について変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。